赤字:見直しに関係する部分

「はじめに」「第1章」・・・エコツーリズムの全体像に関する内容

はじめに

●背景

世界では:地球規模の環境問題の拡大(生態系の劣化、気候変動など)

→各国がSDGsの達成に向けた取組

国内では:様々な社会課題(人口減少、高齢化、二次的自然や伝統文化の維持困難など)

→「地域循環共生圏」や「ネイチャーポジティブ」に向けた取組

観光では:多様な旅行形態の拡大、インバウンドの急増、オーバーツーリズムの発生

→「消費型・大量型観光」から「持続可能な観光」へと大きく転換

●エコツーリズムの果たす役割

エコツーリズムは、人と自然や文化との「つながり」、人と人との「つながり」を地域にもたらし、 さらに地域外にも波及することで、関係人口の創出なども期待できる。

本基本方針は、地域における「つながり」を取り戻し、<u>持続可能で活力ある社会を作っていくために、</u> エコツーリズムが目指す方向性や基本的事項を定めたもの。

エコツーリズムの「保護と利用の好循環」という価値観は地球規模の環境問題に直面している今だからこそ改めて共有されるべきもの。また、近年の多様な社会課題に対し、エコツーリズムが提供する価値も大きくなっている。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

1 我が国のエコツーリズムを取り巻く状況

(1) 我が国における推進の経緯

- ・世界におけるエコツーリズムは、途上国支援の 一環として始まり、その後持続可能な観光振興 を目指す概念として論じられる。
- ・日本では平成以降に全国的に普及の動きが加速 し、観光立国推進基本法の成立なども受け、平 成20年にエコツーリズム推進法が施行。

(2) これまでの取組の成果と課題

- ・全体構想認定地域は着実に増加し、特定自然観光資源制度の活用や、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を参考に取り組む地域も出てきている。
- ・一方で、引き続き取り組むべき課題として、自 然観光資源の保全や文化の継承、地域経済への 効果、全体構想認定によるブランド力の向上、 インバウンドへの対応などが挙げられる。

2 我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方

- (1) エコツーリズムを推進する意義
- ア 自然環境の保全と自然体験による効果
- イ 地域固有の魅力を見直す効果
- ウ 活力ある持続的な地域づくりの効果

(2) エコツーリズムへの取り組み方

- ・多様な主体が一体となって地域の宝を探し出し、 来訪者のニーズも踏まえながら磨き上げる。
- ・磨き上げた魅力を来訪者にうまく伝え、来訪者 が得た感動をさらに宝を磨く原動力とする。
- ・それにより地域経済に活力を与え、波及効果を 広げる。

(3) エコツーリズムに取り組む上での基本的な 視点と配慮事項

- ・「大切にしながら」、「楽しみながら」、「地域が主体」という視点が基本
- ・その他配慮事項として、<mark>多様性配慮の視点</mark>など も必要

3 我が国のエコツーリズムが目指す方向性

(1) エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿ア 地域では

ワイズユースの進展、地域の経済的・精神的 な自立、地域コミュニティの強化、社会課題の解 決、次世代への継承

イ参加者は

身近な環境保全への意識の醸成、それによる 保護と利用の好循環の促進

ウ国内では

日本全体の「持続可能な社会」の実現

エ 海外へは

日本の自然環境や価値観への国際理解の深まり、異文化尊重と相互理解の増進、国際的な連携 の深化

(2) 重点的に取り組むべき事項

国として今後重点的に取り組むべき事項について、次のとおり掲げている。

ア 地域への支援

協議会運営、人材育成、インバウンド対応、モニタリング等への支援

イ戦略的広報

エコツーリズムの認知拡大、戦略的情報発信

ウ 科学的評価方法に関する調査等

モニタリング・評価手法の研究、技術等の整理

エ 他施策との連携強化

教育、農山漁村活性化、観光圏、<mark>交通</mark>等の施策との 連携

「第2章~第4章」・・・法に基づくエコツーリズムの進め方に関する内容

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、地域の多様な主体が連携し、相互に合意形成を図りながら進めていくことが重要であり、法では、市町村が上記関係者に広く参加を呼びかけ、エコツーリズム推進協議会を組織することができることとされている。

1 協議会の組織化

- (1) 幅広い主体が参加することの必要性
- (2)協議会の体制

協議会の事務局は市町村のほかDMO等が考えられる。

2 協議会の運営

効率的な運営に留意した上で、透明性を確保し、地域住民 や外部専門家の意見を取り入れることが望ましい。

3 活動状況の公表・報告

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

協議会が作成する全体構想は、本基本方針に即した形であることが求められる。本章では、全体構想に記載すべき項目やその内容について定めている。

1 エコツーリズムを推進する地域

- (1) 推進の目的及び方針
- (2) 推進する地域

推進地域の設定に当たっては丁寧な合意形成が必要

2 対象となる自然観光資源

自然環境だけでなく、風俗慣習や伝統文化も対象

3 エコツーリズムの実施の方法

(1) ルール

適切なルールの運用によって、利用集中による悪影響の緩和にもつながる。

- (2) ガイダンス及びプログラム
- (3) モニタリング及び評価
 - ・継続的なモニタリングの実施のためには、<mark>事務局の存在、専門家の関与、結果の活用が重要</mark>
 - ・効果的なモニタリング手法の紹介
- (4) その他

4 特定自然観光資源の保護及び育成

- ※今回の見直しにより特定自然観光資源の指定に関する項目として独立
 - (1) 特定自然観光資源の指定
 - (2) 立入制限による利用調整
 - (3) その他の保護及び育成の措置
- (4) 情報の公表及び周知等 地域内への周知だけでなく、旅マエへの周知も重要

5 協議会の参加主体

6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

- (1) 環境教育の場としての活用と普及啓発
- (2) 他の法令や計画等との関係及び整合
- (3)農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和
- (4)地域の生活や習わしへの配慮
- (5) 安全管理
- (6)全体構想の公表
- (7)全体構想の見直し

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

協議会で作成した全体構想は、当該協議会を組織する市町村が申請することで国(環境省、国土交通省、 文部科学省、農林水産省)の認定を受けることができる。

1 認定の趣旨

認定のメリットとしては、特定自然観光資源の指定による持続的かつ質の高い自然観光資源の利用の実現や地域のブランド力向上など

2 認定の手続

3 認定基準

4 認定の取消し

5 認定全体構想の周知

「第5章」・・・エコツーリズムの推進に関する特記事項

第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項 その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

1 生物多様性の確保

- ・豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活 文化は、それ自体がエコツーリズムの題材
- ・自然観光資源等の維持管理や再生に向けた活動をエコツ ーリズムに組み込むことで生物多様性の回復も期待

2 普及啓発の推進

協議会に対して、国内外のモニタリング事例などの情報 提供に努める。

3 子どもの視点に立った継続的な取組の推進

- ・子どもがエコツーリズムに主体的に関わり、地域に愛着を持つことで、後継者づくりにもつながる。
- ・学校教育や「子ども農山漁村交流プロジェクト」等との 連携も重要

4 技術的助言

5 エコツーリズムの推進体制